

（警音器）

**第69条** 平成15年12月31日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第64条の規定並びに細目告示第250条、第266条及び第282条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 原動機付自転車（付随車を除く。）には、警音器を備えなければならない。

二 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、原動機付自転車の前方2メートルの位置において115デシベル以下90デシベル以上（最高速度20キロメートル毎時未満の原動機付自転車に備える警音器にあつては、115デシベル以下の適当な大きさ）であること。

ロ 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。

ハ 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

三 原動機付自転車には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため原動機付自転車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。

2 昭和48年11月30日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第64条第2項及び第3項の規定並びに細目告示第250条、第266条及び第282条の規定にかかわらず、警音器は、適当な音響を発するものであればよい。